

1. 計画の趣旨

障害者基本法第3条には、「全ての障害者は、障害でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」とあり、また「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること」と地域社会における共生等が位置づけられています。

本市では、平成22年4月に半田市地域福祉計画を策定し、地域住民、関係機関、行政が自助・互助・共助・公助の中でそれぞれの役割を担いながら、市民力を活かした地域づくりを進めています。

本計画は、障害者基本法、半田市地域福祉計画の基本理念に沿って、また、本市の障がい者・児の状況等を踏まえた、本市の障がい者・児のための施策に関する基本的な計画として策定します。

2. 障がい者の施策の基本理念

本計画の上位計画である「半田市地域福祉計画（平成22年4月策定）」の基本理念「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」に沿って、今回の計画の基本理念を、障害者基本法にある障がいの有無に関わらず、地域社会における共生ができるよう、以下のとおりとします。

『地域のつながりとともに、

より自分らしく暮らし生きられるまち・はんだ』



わたしには何でも相談できる人がいます。

- ・・・専門的な相談支援体制はもちろんのこと、相談できる仲間や地域などの社会資源を大切にします。

わたしには身近に集える場所があります。

- ・・・それぞれの障がいのある方の状況に合わせて働ける機会・気軽に交流できる場所・通える場所などの環境づくりに取り組みます。

はんだには気軽に参加できる機会があります。

- ・・・情報提供・外出のしやすい街づくり・当事者が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

はんだには困ったときに支えあうしくみがあります。

- ・・・どんな状況にあっても暮らし続けられるよう共に検討出来る場（自立支援協議会）の充実を図ります。

わたしには地域での役割があり、そこで安心して暮らすことができます。

- ・・・地域の互助での支え合いの中で、希望する暮らし方を選択できる支援体制と社会資源の充実を図ります。

3. 計画の期間

計画の期間については、平成27年4月から平成33年3月までの6年間とします。なお、障がい福祉計画にかかる部分については、平成29年度中に平成30年度から平成32年度までの第5期計画を策定することとします。

4. 施策の重点課題

本市として特に重点的に取り組むべき課題については、基本方針に基づき以下のとおりとします。

(1) 生涯にわたって継続的な支援が受けられるための途切れない支援体制整備

(2) ひとりの人のために保健・医療・福祉・保育・教育などに関わる人が、同じ夢に向かって役割分担しながら連携できる体制整備

(3) 安心して暮らし続けるためのサービス、コミュニティづくりを含めた支援体制整備

(4) 障がいのある方がその人らしく暮らし続けられるための活動支援

5. 国県への要望

本市の創意工夫では解決できない事項については、必要に応じて市長会などを通じて国県に対し制度改正についての要望を行います。

